

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大 阪 市 役 所

大阪市北区中之島1-3-20  
電話 大阪 6208-7444  
購読料(送料とも)月1,250円

## 目 次

### 規 則

○大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 1

### 告 示

○放置自動車の処理…………… 1

○大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙の候補者…………… 2

○同選挙において投票を行わない旨の公告…………… 2

○放置自動車の処理…………… 2

○大阪市立住之江区民ホール of 臨時開館…………… 2

○開発行為に関する工事の完了…………… 2

○同…………… 3

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… 3

○同法に基づく指定医療機関の変更…………… 3

○同法に基づく指定医療機関の廃止…………… 4

○同法に基づく介護機関の指定…………… 5

○同法に基づく指定介護機関の変更…………… 7

○同法に基づく指定介護機関の廃止…………… 7

○同法に基づく施術者の指定…………… 8

○同法に基づく指定施術者の廃止…………… 9

○大阪市立いきいきエイジングセンターの臨時開館の承認…………… 9

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の事業廃止…………… 9

○同法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業廃止…………… 10

○大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理有害物質によって汚染されている区域の指定…………… 10

○道路の位置指定…………… 11

○市道の区域変更…………… 11

○市道の供用開始…………… 11

○放置自動車の処理…………… 12

○道路法違反物件の除却…………… 12

○平成18年大阪市告示第932号の一部訂正…………… 13

○落札者等の公示…………… 13

○一般競争入札の執行(蓄電池(東梅田停留場ほか10箇所)の購入)…………… 13

○大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示…………… 14

○大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙の選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間…………… 14

### 公 告

○一般競争入札の執行(中古清掃作業車の売払い)…………… 15

○放置自動車の処理…………… 15

○除却物件の廃棄…………… 15

## 公布された規則のあらまし

### ◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 健康福祉局の担当課長数を22から23に増加しました。
- 2 この規則は、平成18年8月29日から施行することにしました。  
(平成18年大阪市規則第184号 総務局行政部行政管理担当)

## 規 則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成18年 8 月28日

大阪市長 關 淳 一

### 大阪市規則第184号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則(昭和24年大阪市規則第133号)の一部を次のように改正する。

別表第3 健康福祉局の項中「22」を「23」に改める。

### 附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(平18.8.28揭示済)

## 告 示

### 大阪市告示第936号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 8 月29日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年9月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 60%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">場 所</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>普通自動車 (スズキ 黒色)</td> <td>西成区山王 3 丁目 6 番先</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>普通自動車 (スバル 白色)</td> <td>西成区山王 3 丁目 6 番先</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>普通自動車 (ミツビシ 銀色)</td> <td>西成区山王 3 丁目 6 番先</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(建設局管理部路政課) (平18.8.29揭示済)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p><b>大阪市告示第937号</b> 平成18年 9 月 21 日に執行する大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2 項の規定により次のとおり委員の立候補の届出があったので、同条第 5 項の規定により公告する。 平成18年 8 月 29 日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 70%;">住所又は所在地</th> </tr> <tr> <td>吉川 武</td> <td>大阪市東淀川区東淡路四丁目28番15号</td> </tr> <tr> <td>大西 己信</td> <td>大阪市東淀川区東淡路四丁目17番19号</td> </tr> <tr> <td>小西 富夫</td> <td>大阪市東淀川区東淡路四丁目34番17号</td> </tr> <tr> <td>株式会社アイツーエム</td> <td>大阪市中央区日本橋二丁目10番17号</td> </tr> <tr> <td>中畑 ひろし</td> <td>大阪市東淀川区菅原五丁目11番 6 号</td> </tr> <tr> <td>新崎 治彦</td> <td>大阪市東淀川区東淡路四丁目34番15号</td> </tr> <tr> <td>吉田 秀雄</td> <td>大阪市東淀川区淡路五丁目 5 番 8 号</td> </tr> <tr> <td>馬場 富助</td> <td>大阪市東淀川区東淡路四丁目33番 7 号</td> </tr> </table> <p>2 施行地区内の宅地について借地権を有する者の中から選挙される委員の候補者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 70%;">住所又は所在地</th> </tr> <tr> <td>池尾 由美子</td> <td>大阪市東淀川区東淡路二丁目16番13号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(建設局 淡路土地区画整理事務所) (平18.8.29揭示済)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>	No.	種 類	場 所	1	普通自動車 (スズキ 黒色)	西成区山王 3 丁目 6 番先	2	普通自動車 (スバル 白色)	西成区山王 3 丁目 6 番先	3	普通自動車 (ミツビシ 銀色)	西成区山王 3 丁目 6 番先	氏名又は名称	住所又は所在地	吉川 武	大阪市東淀川区東淡路四丁目28番15号	大西 己信	大阪市東淀川区東淡路四丁目17番19号	小西 富夫	大阪市東淀川区東淡路四丁目34番17号	株式会社アイツーエム	大阪市中央区日本橋二丁目10番17号	中畑 ひろし	大阪市東淀川区菅原五丁目11番 6 号	新崎 治彦	大阪市東淀川区東淡路四丁目34番15号	吉田 秀雄	大阪市東淀川区淡路五丁目 5 番 8 号	馬場 富助	大阪市東淀川区東淡路四丁目33番 7 号	氏名又は名称	住所又は所在地	池尾 由美子	大阪市東淀川区東淡路二丁目16番13号	<p><b>大阪市告示第938号</b> 平成18年 9 月 21 日に執行する大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙において、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2 項の規定による届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないので、同法第26条の規定により投票を行わない旨を公告する。 平成18年 8 月 29 日 大阪市長 關 淳 一 (建設局 淡路土地区画整理事務所) (平18.8.29揭示済)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p><b>大阪市告示第938号の 2</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。 平成18年 8 月 31 日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 9 月 14 日までに除却されたい。 その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 60%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">場 所</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>自動二輪車 (ヤマハ 緑色)</td> <td>浪速区塩草 2 丁目 8 番先</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>普通自動車 (トヨタ 緑色)</td> <td>西成区萩之茶屋 3 丁目 2 番先</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>普通自動車 (ニッサン 水色)</td> <td>西成区山王 1 丁目 17 番先</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>普通自動車 (ミツビシ 白色)</td> <td>西成区太子 1 丁目 1 番先</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(建設局管理部路政課) (平18.8.31揭示済)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p><b>大阪市告示第955号</b> 大阪市立住之江区民ホールは、平成18年 9 月 26 日（火）を臨時開館する。 平成18年 9 月 8 日 大阪市長 關 淳 一 (市民局市民部政課)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p><b>大阪市告示第956号</b> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第 2 項の規定によ</p>	No.	種 類	場 所	1	自動二輪車 (ヤマハ 緑色)	浪速区塩草 2 丁目 8 番先	2	普通自動車 (トヨタ 緑色)	西成区萩之茶屋 3 丁目 2 番先	3	普通自動車 (ニッサン 水色)	西成区山王 1 丁目 17 番先	4	普通自動車 (ミツビシ 白色)	西成区太子 1 丁目 1 番先
No.	種 類	場 所																																																
1	普通自動車 (スズキ 黒色)	西成区山王 3 丁目 6 番先																																																
2	普通自動車 (スバル 白色)	西成区山王 3 丁目 6 番先																																																
3	普通自動車 (ミツビシ 銀色)	西成区山王 3 丁目 6 番先																																																
氏名又は名称	住所又は所在地																																																	
吉川 武	大阪市東淀川区東淡路四丁目28番15号																																																	
大西 己信	大阪市東淀川区東淡路四丁目17番19号																																																	
小西 富夫	大阪市東淀川区東淡路四丁目34番17号																																																	
株式会社アイツーエム	大阪市中央区日本橋二丁目10番17号																																																	
中畑 ひろし	大阪市東淀川区菅原五丁目11番 6 号																																																	
新崎 治彦	大阪市東淀川区東淡路四丁目34番15号																																																	
吉田 秀雄	大阪市東淀川区淡路五丁目 5 番 8 号																																																	
馬場 富助	大阪市東淀川区東淡路四丁目33番 7 号																																																	
氏名又は名称	住所又は所在地																																																	
池尾 由美子	大阪市東淀川区東淡路二丁目16番13号																																																	
No.	種 類	場 所																																																
1	自動二輪車 (ヤマハ 緑色)	浪速区塩草 2 丁目 8 番先																																																
2	普通自動車 (トヨタ 緑色)	西成区萩之茶屋 3 丁目 2 番先																																																
3	普通自動車 (ニッサン 水色)	西成区山王 1 丁目 17 番先																																																
4	普通自動車 (ミツビシ 白色)	西成区太子 1 丁目 1 番先																																																

る検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

- 1 許可番号  
平成18年 5 月22日大阪市指令計（開）第14号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市平野区喜連東 3 丁目58番 1、59番 6
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市鶴見区横堤 4 丁目28番20-101号  
有限会社 ハウスブランニング  
代表取締役 河井 大亮
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 4.000	m 32.520	開発者	開発者	すみ切り 2カ所含む
下水道	mm D=150	m 3.150	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 1カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

**大阪市告示第957号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

- 1 許可番号  
平成18年 7 月27日大阪市指令計（開）第31号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市平野区加美北 6 丁目164番 4 の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市平野区流町 1 丁目 7 番 7 号  
昭和ハウジング販売株式会社  
代表取締役 中川 博司
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の 種 類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 5.000	m 40.920	開発者	開発者	すみ切り 2カ所含む
下水道	mm D=150	m 5.850	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 1カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

**大阪市告示第958号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③指定年月日

- ①神戸クリニック梅田 ②大阪市北区梅田 1 丁目12番17号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①近藤クリニック ②大阪市北区茶屋町 1 番27号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①ワケノ・クリニック ②大阪市都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①寛友会クリニック ②大阪市福島区玉川 2 丁目12番24号 ③平成18年 8 月 1 日
- ①たくみ皮フ科 ②大阪市福島区吉野 3 丁目12番25-101号 ③平成18年 8 月 1 日
- ①村上脳神経外科内科クリニック ②大阪市此花区梅香 1 丁目26番 8 号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①佐々木内科クリニック ②大阪市西区九条南 2 丁目 2 番21号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①整形外科おうクリニック ②大阪市西区九条 1 丁目14番 3 号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①川村眼科 ②大阪市大正区三軒家東 1 丁目19番14号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①大阪北ホームケアクリニック ②大阪市淀川区西宮原 1 丁目 8 番24号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①高岡クリニック ②大阪市淀川区西宮原 3 丁目 3 番 3 -101号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①いしだ整形外科クリニック ②大阪市鶴見区諸口 4 丁目 7 番 7 号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①横山クリニック ②大阪市鶴見区横堤 4 丁目 1 番36号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①大久保内科クリニック ②大阪市住之江区中加賀屋 4 丁目 1 番 25号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①くぼりクリニック ②大阪市住之江区住之江 1 丁目 4 番27号 ③平成18年 8 月 1 日
- ①ただりクリニック ②大阪市住之江区南加賀屋 3 丁目 2 番18号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①三木整形外科・内科 ②大阪市住之江区粉浜 3 丁目14番18号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①きたがわ眼科クリニック ②大阪市住吉区荻田 5 丁目19番19号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①浅田医院 ②大阪市平野区瓜破 2 丁目 3 番 2 号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①植田産婦人科 ②大阪市平野区平野宮町 2 丁目 8 番 8 号 ③平成18年 7 月 1 日
- ①すやま医院 ②大阪市平野区加美正覚寺 2 丁目 1 番 9 号 ③平成18年 7 月 1 日

成18年7月1日  
 ①南クリニック ②大阪市平野区加美東4丁目20番20号 ③平成18年8月1日  
 ①浅井クリニック ②大阪市西成区潮路1丁目10番22号 ③平成18年7月1日  
 ①玉井クリニック ②大阪市西成区太子2丁目3番11号 ③平成18年7月1日  
 ①田矢耳鼻咽喉科 ②大阪市西成区岸里1丁目4番23号 ③平成18年8月1日  
 ①ツルミ診療所 ②大阪市西成区長橋3丁目5番30号 ③平成18年7月1日  
 ①奥野歯科 ②大阪市北区堂山町17番22号 ③平成18年8月1日  
 ①なぎさ歯科医院 ②大阪市此花区西島4丁目1番14号 ③平成18年7月1日  
 ①庄野歯科医院北浜オフィス ②大阪市中央区高麗橋2丁目3番2-1-101号 ③平成18年7月1日  
 ①湯浅歯科医院 ②大阪市中央区天満橋京町2番10号 ③平成18年8月1日  
 ①吉田歯科医院 ②大阪市中央区東心斎橋1丁目1番12号 ③平成18年7月1日  
 ①中島歯科医院 ②大阪市東成区玉津1丁目2番6号 ③平成18年7月1日  
 ①かとう歯科 ②大阪市生野区巽南1丁目12番1号 ③平成18年7月1日  
 ①内野歯科医院 ②大阪市平野区加美東4丁目15番12-201号 ③平成18年7月1日  
 ①ユーアイ薬局 ②大阪市此花区四貫島1丁目5番11号 ③平成18年7月1日  
 ①やまと薬局 ②大阪市西区九条1丁目20番24号 ③平成18年6月1日  
 ①さくら薬局 ②大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目2番6号 ③平成18年7月1日  
 ①かえで薬局 ②大阪市淀川区西中島6丁目11番31号 ③平成18年8月1日  
 ①スワ薬局赤川店 ②大阪市旭区赤川4丁目1番39号 ③平成18年8月1日  
 ①ふれあい薬局 ②大阪市東住吉区矢田5丁目2番20号 ③平成18年8月1日  
 ①さつき薬局 ②大阪市西成区梅南1丁目2番14号 ③平成18年7月1日  
 ①(老人)訪問看護ステーション名 ②ステーション所在地 ③事業者名 ④事業者所在地 ⑤指定年月日  
 ①ロイヤル訪問看護ステーション大阪北 ②大阪市都島区都島中通1丁目14番26号 ③合名会社ロイヤル訪問看護ステーション ④和泉市室堂町5丁目1番8-1110号 ⑤平成18年6月1日  
 ①株式会社コムスン訪問看護ステーション淀川 ②大阪市淀川区西中島1丁目14番3-203号 ③株式会社コムスン ④東京都港区六本木6丁目10番1号 ⑤平成18年7月1日  
 ①ソルコン株式会社平野西訪問看護ステーション ②大阪市平野区平野西3丁目9番23-102号 ③ソルコン株式会社 ④東京都千代田区二番町11番地9 ⑤平成18年8月1日  
 (健康福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第959号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。  
 平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③変更年月日

- ①(旧):さくら薬局(新):桃谷大日薬局 ②大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目2番6号 ③平成18年8月1日  
 (健康福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第960号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。  
 平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

- ①近藤クリニック ②大阪市北区茶屋町1番27号 ③平成18年6月30日
- ①村上脳神経外科内科クリニック ②大阪市此花区梅香1丁目26番8号 ③平成18年6月30日
- ①佐々木内科クリニック ②大阪市西区九条南2丁目2番21号 ③平成18年6月30日
- ①整形外科おうクリニック ②大阪市西区九条1丁目14番3号 ③平成18年6月30日
- ①川村眼科 ②大阪市大正区三軒家東1丁目19番14号 ③平成18年6月30日
- ①松島医院 ②大阪市西淀川区佃3丁目2番29号 ③平成18年7月31日
- ①大阪北ホームケアクリニック ②大阪市淀川区西宮原1丁目8番24号 ③平成18年6月30日
- ①高岡クリニック ②大阪市淀川区西宮原3丁目3番3-101号 ③平成18年6月30日
- ①いしだ整形外科クリニック ②大阪市鶴見区諸口4丁目7番7号 ③平成18年6月30日
- ①横山クリニック ②大阪市鶴見区横堤4丁目1番36号 ③平成18年6月30日
- ①大久保内科クリニック ②大阪市住之江区中加賀屋4丁目1番25号 ③平成18年6月30日
- ①ただクリニック ②大阪市住之江区南加賀屋3丁目2番18号 ③平成18年6月30日
- ①三木整形外科・内科 ②大阪市住之江区粉浜3丁目14番18号 ③平成18年6月30日
- ①きたがわ眼科クリニック ②大阪市住吉区菊田5丁目19番19号 ③平成18年6月30日
- ①浅田医院 ②大阪市平野区瓜破2丁目3番2号 ③平成18年6月30日
- ①植田産婦人科 ②大阪市平野区平野宮町2丁目6番16号 ③平成18年6月30日

- ①陶山医院 ②大阪市平野区加美正覚寺 2 丁目 1 番 9 号 ③平成18年 6 月30日
- ①浅井クリニック ②大阪市西成区潮路 1 丁目10番22号 ③平成18年 6 月30日
- ①要診療所 ②大阪市西成区萩之茶屋 3 丁目 6 番24号 ③平成18年 7 月20日
- ①玉井クリニック ②大阪市西成区太子 2 丁目 3 番11号 ③平成18年 6 月30日
- ①ツルミ診療所 ②大阪市西成区長橋 3 丁目 5 番30号 ③平成18年 6 月30日
- ①緒方歯科 ②大阪市北区梅田 2 丁目 4 番 7 号 ③平成18年 4 月30日
- ①山本歯科医院 ②大阪市中央区高津 2 丁目 8 番10-201号 ③平成15年10月18日
- ①吉田歯科医院 ②大阪市中央区東心斎橋 1 丁目10番 1 号 ③平成18年 6 月30日
- ①中島歯科医院 ②大阪市東成区玉津 1 丁目 2 番 6 号 ③平成18年 6 月30日
- ①かとう歯科 ②大阪市生野区巽南 1 丁目12番 1 号 ③平成18年 6 月30日
- ①けんこうクリニック ②大阪市阿倍野区阪南町 3 丁目39番14号 ③平成18年 8 月 1 日
- ①内野歯科医院 ②大阪市平野区加美東 4 丁目15番12-201号 ③平成18年 6 月30日
- ①イムノファーマシーO B P 薬局 ②大阪市中央区城見 2 丁目 2 番22号 ③平成18年 8 月 4 日
- ①さくら薬局 ②大阪市天王寺区烏ヶ辻 2 丁目 2 番 6 号 ③平成18年 6 月30日
- ①関西調剤薬局新大阪店 ②大阪市淀川区宮原 1 丁目 8 番11-104号 ③平成18年 7 月31日
- ①コアラ薬局 ②大阪市住之江区東加賀屋 1 丁目 1 番 4 -103号 ③平成18年 6 月30日
- ①さつき薬局 ②大阪市西成区梅南 1 丁目 2 番16号 ③平成18年 6 月30日

(健康福祉局生活福祉部保護課)



**大阪市告示第961号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別(指定年月日)
- ①コスモスプランニング ②大阪市北区天神橋 6 丁目 5 番 7 号 ③居宅介護支援(平成18年 7 月 1 日)
- ①コスモスプランニングヘルパーステーション ②大阪市北区天神橋 6 丁目 5 番 7 号 ③訪問介護(平成18年 7 月 1 日)介護予防訪問介護(平成18年 7 月 1 日)
- ①中村ファミリークリニック ②大阪市北区本庄西 2 丁目 6 番16号 ③介護予防通所リハビリテーション(平成18年 8 月 1 日)
- ①アサヒサンクリーン都島区ホームヘルパー派遣センター ②大

- 阪市都島区都島本通 3 丁目 9 番 2 号 ③介護予防訪問介護(平成18年 7 月 1 日)
- ①都島区医師会訪問看護ステーション ②大阪市都島区都島本通 1 丁目21番 2 号 ③介護予防訪問看護(平成18年 4 月 1 日)
- ①株式会社ロックケープ ②大阪市都島区都島北通 2 丁目 5 番21号 ③福祉用具貸与(平成18年 8 月 1 日)介護予防福祉用具貸与(平成18年 8 月 1 日)
- ①とりしま福祉用具レンタルサービス ②大阪市此花区西島 5 丁目 2 番22号 ③福祉用具貸与(平成18年 7 月 1 日)
- ①まごころケア此花 ②大阪市此花区梅香 3 丁目32番 5 号 ③特定福祉用具販売(平成18年 7 月 1 日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年 7 月 1 日)
- ①小林デンタルクリニック ②大阪市中央区伏見町 2 丁目 3 番 9 号 ③居宅療養管理指導(平成18年 7 月 1 日)
- ①株式会社サンワード商会 ②大阪市中央区本町 2 丁目 3 番 9 号 ③福祉用具貸与(平成18年 8 月 1 日)特定福祉用具販売(平成18年 8 月 1 日)
- ①株式会社ジ・ウェーブグローバルケアサポートセンター ②大阪市西区南堀江 4 丁目17番18号 ③特定福祉用具販売(平成18年 8 月 1 日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年 8 月 1 日)
- ①歩む ②大阪市港区池島 1 丁目 2 番 1 号 ③訪問介護(平成18年 8 月 1 日)居宅介護支援(平成18年 8 月 1 日)介護予防訪問介護(平成18年 8 月 1 日)
- ①グリーンケアステーション ②大阪市港区夕風 2 丁目 4 番 6 号 ③訪問介護(平成18年 7 月 1 日)介護予防訪問介護(平成18年 7 月 1 日)
- ①三協グループ株式会社介護事業部デイサービスセンター「やすらぎ」 ②大阪市港区弁天 5 丁目14番 3 号 ③介護予防通所介護(平成18年 8 月 1 日)
- ①有限会社ヘルパーステーションはな ②大阪市港区八幡屋 3 丁目 1 番 1 号 ③介護予防訪問介護(平成18年 8 月 1 日)介護予防福祉用具貸与(平成18年 8 月 1 日)
- ①デイサービスあいのかぜ ②大阪市大正区小林西 1 丁目10番 8 号 ③通所介護(平成18年 7 月 1 日)介護予防通所介護(平成18年 7 月 1 日)
- ①トヨタ薬局 ②大阪市大正区泉尾 1 丁目 9 番19号 ③居宅療養管理指導(平成18年 6 月 1 日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年 6 月 1 日)
- ①弁慶てんのうじ ②大阪市天王寺区北河堀町60番 8 号 ③福祉用具貸与(平成18年 7 月 1 日)特定福祉用具販売(平成18年 7 月 1 日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年 7 月 1 日)介護予防福祉用具貸与(平成18年 7 月 1 日)
- ①特定非営利活動法人みどりの庭 ②大阪市天王寺区清水谷町17番21号 ③訪問介護(平成18年 8 月 1 日)介護予防訪問介護(平成18年 8 月 1 日)
- ①特定非営利活動法人みどりの庭指定居宅介護支援センター ②大阪市天王寺区清水谷町17番21号 ③居宅介護支援(平成18年 8 月 1 日)
- ①えりーケアプランニング ②大阪市浪速区恵美須西 2 丁目 9 番 4 -103号 ③居宅介護支援(平成18年 8 月 1 日)
- ①デイサービスはくとふる姫里 ②大阪市西淀川区姫里 1 丁目13番33号 ③通所介護(平成18年 8 月 1 日)介護予防通所介護(平成18年 8 月 1 日)
- ①淀協ケアプランセンター ②大阪市西淀川区野里 3 丁目 5 番22号 ③居宅介護支援(平成17年11月 1 日)

①デイサービスセンターここから加島 ②大阪市淀川区加島4丁目17番29号 ③通所介護(平成18年8月1日)介護予防通所介護(平成18年8月1日)

①高岡クリニック ②大阪市淀川区西宮原3丁目3番3-101号 ③訪問看護(平成18年7月1日)訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)

①スマイルケアプランセンター ②大阪市東淀川区菅原6丁目14番14-101号 ③居宅介護支援(平成18年8月1日)

①中央薬局 ②大阪市東淀川区小松4丁目10番12号 ③居宅療養管理指導(平成18年3月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年4月1日)

①デイサービス くるみの木 ②大阪市東淀川区瑞光4丁目12番32号 ③介護予防通所介護(平成18年7月13日)

①指定居宅介護支援事業所ヒューマンサポートみらい ②大阪市東淀川区瑞光4丁目12番12-101号 ③居宅介護支援(平成18年8月1日)

①瑞光苑大今里デイサービスセンター ②大阪市東成区大今里南1丁目3番1号 ③介護予防通所介護(平成18年7月1日)通所介護(平成18年7月1日)

①ワイズ薬局 ②大阪市東成区大今里南1丁目11番3号 ③居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)

①医療福祉館ニチリン訪問介護ステーション ②大阪市生野区田島6丁目2番18号 ③介護予防訪問介護(平成18年8月1日)

①有限会社ケアプランセンター北岡 ②大阪市生野区舍利寺1丁目9番18号 ③居宅介護支援(平成18年5月1日)

①しらいしケアセンター ②大阪市生野区林寺4丁目10番19号 ③訪問介護(平成17年11月1日)

①ナチュラル薬局 ②大阪市生野区田島5丁目1番30号 ③居宅療養管理指導(平成17年6月1日)

①医療福祉館ニチリン訪問看護ステーション ②大阪市生野区田島6丁目2番15号 ③介護予防訪問看護(平成18年8月1日)

①株式会社フジヤマ介護事業本部 ②大阪市生野区林寺3丁目8番24号 ③居宅介護支援(平成18年7月1日)

①御幸森キムクリニック ②大阪市生野区桃谷4丁目5番13号 ③介護予防通所リハビリテーション(平成18年4月1日)

①訪問介護センター夢の箱西生野ステーション ②大阪市生野区生野西2丁目3番8号 ③訪問介護(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)

①セントケアいくえ ②大阪市旭区生江2丁目11番15号 ③通所介護(平成18年7月1日)

①介護老人保健施設プリオール ②大阪市鶴見区中茶屋2丁目1番22号 ③介護予防短期入所療養介護(平成18年4月1日)介護予防通所リハビリテーション(平成18年4月1日)

①いしだ整形外科クリニック ②大阪市鶴見区諸口4丁目7番7号 ③訪問看護(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防訪問看護(平成18年7月1日)

①生駒薬局 ②大阪市阿倍野区播磨町1丁目8番5号 ③居宅療養管理指導(平成18年5月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年5月1日)

①高齢者デイサービスセンターいくとII ②大阪市阿倍野区長池町18番20号 ③認知症対応型通所介護(平成18年4月1日)

①介護センターさくらんぼ ②大阪市阿倍野区松崎町4丁目2番7号 ③特定福祉用具販売(平成18年5月1日)特定介護予防福

祉用具販売(平成18年5月1日)

①Jサポート天王寺介護センター ②大阪市阿倍野区松崎町1丁目1番20号 ③介護予防訪問介護(平成18年8月1日)

①ヘルパーステーションかい花 ②大阪市住之江区浜口東3丁目5番19号 ③訪問介護(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)

①ただクリニック ②大阪市住之江区南加賀屋3丁目2番18号 ③訪問看護(平成18年7月1日)訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防訪問看護(平成18年7月1日)介護予防訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)

①福祉用具の和み ②大阪市住之江区中加賀屋1丁目15番14-508号 ③福祉用具貸与(平成18年8月1日)特定福祉用具販売(平成18年8月1日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年8月1日)介護予防福祉用具貸与(平成18年8月1日)

①三木整形外科・内科 ②大阪市住之江区粉浜3丁目14番18号 ③訪問看護(平成18年7月1日)訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防訪問看護(平成18年7月1日)介護予防訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)

①アイビー介護サービス ②大阪市住吉区遠里小野6丁目14番1-105号 ③居宅介護支援(平成18年7月1日)

①アペル介護センター ②大阪市住吉区長居2丁目5番17号 ③訪問介護(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)

①佐々木電気ケアプランセンター ②大阪市住吉区遠里小野4丁目8番22号 ③居宅介護支援(平成18年8月1日)

①ケアステーションアン ②大阪市東住吉区西今川1丁目24番2号 ③訪問介護(平成18年6月1日)介護予防訪問介護(平成18年6月1日)

①ヘルパーステーションさっちゃん ②大阪市東住吉区今川7丁目15番18号 ③訪問介護(平成18年8月1日)特定福祉用具販売(平成18年8月1日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)

①ただクリニック ②大阪市東住吉区北田辺4丁目8番7号 ③訪問看護(平成18年6月1日)居宅療養管理指導(平成18年6月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月1日)介護予防訪問看護(平成18年6月1日)

①西村医院 ②大阪市東住吉区東田辺3丁目23番4号 ③訪問看護(平成18年5月1日)訪問リハビリテーション(平成18年5月1日)居宅療養管理指導(平成18年5月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年5月1日)介護予防訪問看護(平成18年5月1日)介護予防訪問リハビリテーション(平成18年5月1日)

①介護老人保健施設オアシス ②大阪市平野区平野南1丁目7番7号 ③短期入所療養介護(平成18年5月1日)

①アイケア瓜破ケアプランセンター ②大阪市平野区瓜破3丁目2番53-303号 ③居宅介護支援(平成18年7月1日)

①アイケア瓜破ヘルパーセンター ②大阪市平野区瓜破3丁目2番53-303号 ③訪問介護(平成18年7月1日)介護予防訪問介護(平成18年7月1日)

①あさひ介護サービス ②大阪市平野区平野東4丁目1番33号 ③訪問介護(平成18年7月1日)介護予防訪問介護(平成18年7月1日)

- ①ソルコン株式会社平野西訪問看護ステーション ②大阪市平野区平野西3丁目9番23号 ③訪問看護(平成18年8月1日)介護予防訪問看護(平成18年8月1日)
- ①グループホーム花の里 ②大阪市平野区长吉出戸4丁目1番5号 ③認知症対応型共同生活介護(平成18年7月1日)介護予防認知症対応型共同生活介護(平成18年7月1日)
- ①デイサービスセンター響 ②大阪市平野区加美西2丁目6番5号 ③通所介護(平成18年7月1日)介護予防通所介護(平成18年7月1日)
- ①平野介護総合支援プラザプログラムケア訪問介護事業所 ②大阪市平野区平野北1丁目10番31号 ③介護予防訪問介護(平成18年8月1日)
- ①平野介護総合支援プラザプログラムケア短期入所生活介護事業所 ②大阪市平野区平野北1丁目10番31号 ③介護予防短期入所生活介護(平成18年8月1日)
- ①平野介護総合支援プラザプログラムケア通所介護事業所 ②大阪市平野区平野北1丁目10番31号 ③介護予防通所介護(平成18年8月1日)
- ①平野介護総合支援プラザプログラムケア訪問看護ステーション ②大阪市平野区平野北1丁目10番29号 ③介護予防訪問看護(平成18年8月1日)
- ①浅井クリニック ②大阪市西成区潮路1丁目10番22号 ③訪問看護(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防訪問看護(平成18年7月1日)
- ①サニー訪問介護サービス西成店 ②大阪市西成区鶴見橋2丁目4番7号 ③訪問介護(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)
- ①玉井クリニック ②大阪市西成区太子2丁目3番11号 ③訪問看護(平成18年7月1日)訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防訪問看護(平成18年7月1日)介護予防訪問リハビリテーション(平成18年7月1日)
- ①ツルミ診療所 ②大阪市西成区長橋3丁目5番30号 ③訪問看護(平成18年7月1日)居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月1日)介護予防訪問看護(平成18年7月1日)
- ①ドリー夢1天下茶屋 ②大阪市西成区聖天下2丁目10番3号 ③訪問入浴介護(平成18年8月1日)介護予防訪問入浴介護(平成18年8月1日)
- ①バリアフリーサービスつばさケア・ステーション ②大阪市西成区花園北2丁目5番7号 ③居宅介護支援(平成18年8月1日)
- ①訪問介護ステーションふれんど ②大阪市西成区岸里2丁目1番18-102号 ③訪問介護(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)
- ①ケアプランセンターふれんど ②大阪市西成区岸里2丁目1番18-102号 ③居宅介護支援(平成18年8月1日)
- ①マユウ介護サービス ②大阪市西成区旭3丁目2番21号 ③訪問介護(平成18年8月1日)福祉用具貸与(平成18年8月1日)特定福祉用具販売(平成18年8月1日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年8月1日)介護予防訪問介護(平成18年8月1日)介護予防福祉用具貸与(平成18年8月1日)

(健康福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第962号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による指定介護機関から、同条第4項において準用する同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別(変更年月日)
- ①有限会社安里メディカルプロダクツ ②(旧):大阪市北区天神橋3丁目9番12号(新):大阪市北区中崎1丁目8番13号 ③訪問介護(平成18年6月24日)介護予防訪問介護(平成18年6月24日)
- ①(旧):松下電工エイジフリー介護チェーン上六株式会社上六調剤薬局(新):上六薬局 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町6番13-104号 ③居宅療養管理指導(平成18年5月1日)
- ①マルコケア ②(旧):大阪市旭区大宮2丁目17番24号(新):大阪市旭区大宮2丁目26番6号 ③訪問介護(平成18年1月30日)
- ①マルコ薬局ケア ②(旧):大阪市旭区大宮2丁目17番24号(新):大阪市旭区大宮2丁目26番6号 ③居宅介護支援(平成18年1月30日)
- ①ケアサービスおかりん ②(旧):大阪市平野区加美鞍作2丁目6番1号(新):大阪市平野区加美鞍作3丁目2番32号 ③訪問介護(平成18年4月1日)介護予防訪問介護(平成18年4月1日)
- ①シリウスケアサービス ②(旧):大阪市西成区旭1丁目11番12号(新):大阪市西成区鶴見橋1丁目15番18号 ③居宅介護支援(平成17年12月14日)
- ①訪問看護ステーション「セレーノ」 ②(旧):大阪市西成区天下茶屋2丁目21番6号(新):大阪市西成区萩之茶屋1丁目6番1号 ③訪問看護(平成17年12月16日)
- ①(旧):有限会社ケアプランナー・クローバー(新):有限会社タイシ ②(旧):大阪市西成区太子1丁目8番18号(新):大阪市西成区太子1丁目5番3号 ③福祉用具貸与(平成18年7月16日)特定福祉用具販売(平成18年7月16日)特定介護予防福祉用具販売(平成18年7月16日)介護予防福祉用具貸与(平成18年7月16日)
- ①ホームヘルプセンターありす ②(旧):大阪市西成区旭1丁目11番12号(新):大阪市西成区鶴見橋1丁目15番18号 ③訪問介護(平成17年12月14日)
- ①訪問看護ステーションありす ②(旧):大阪市西成区旭1丁目11番12号(新):大阪市西成区鶴見橋1丁目15番18号 ③訪問看護(平成17年12月14日)

(健康福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第963号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による指定介護機関から、同条第4項において準用する同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別(廃止年月日)
- ①医療法人手島会在宅サービスセンター福祉用具貸与事業所 ②大阪市福島区福島3丁目2番9号 ③福祉用具貸与(平成18年3月31日)
- ①医療法人手島会在宅サービスセンター訪問看護リハビリステーション ②大阪市福島区福島3丁目2番9号 ③訪問看護(平成18年3月31日)
- ①株式会社サンワード商会 ②大阪市中央区備後町2丁目4番10号 ③福祉用具貸与(平成18年7月31日) 特定福祉用具販売(平成18年7月31日)
- ①ノツェライフケアセンター ②大阪市中央区南船場4丁目4番3-707号 ③福祉用具貸与(平成18年7月31日) 特定福祉用具販売(平成18年7月31日) 特定介護予防福祉用具販売(平成18年7月31日) 介護予防福祉用具貸与(平成18年7月31日)
- ①トヨタ薬局 ②大阪市大正区泉尾1丁目7番6号 ③居宅療養管理指導(平成18年5月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年5月31日)
- ①西大阪ホームケアクリニック ②大阪市西淀川区大和田3丁目1番25-412号 ③訪問看護(平成17年12月31日) 居宅療養管理指導(平成17年12月31日)
- ①淀協ケアプランセンター ②大阪市西淀川区福町2丁目17番3号 ③居宅介護支援(平成17年10月31日)
- ①高岡クリニック ②大阪市淀川区西宮原3丁目3番3号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 訪問リハビリテーション(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年6月30日)
- ①シルバーライフケアプランセンター ②大阪市東淀川区相川2丁目11番6号 ③居宅介護支援(平成18年8月7日)
- ①シルバーライフホームヘルプステーション ②大阪市東淀川区相川2丁目11番6号 ③訪問介護(平成18年8月7日)
- ①有限会社五十川 ②大阪市旭区高殿2丁目15番11号 ③福祉用具貸与(平成18年7月31日) 特定福祉用具販売(平成18年7月31日) 特定介護予防福祉用具販売(平成18年7月31日) 介護予防福祉用具貸与(平成18年7月31日)
- ①いしだ整形外科クリニック ②大阪市鶴見区諸口4丁目7番7号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日)
- ①けんこうクリニック ②大阪市阿倍野区阪南町3丁目39番14号 ③居宅療養管理指導(平成18年8月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年8月1日)
- ①ただクリニック ②大阪市住之江区南加賀屋3丁目2番18号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 訪問リハビリテーション(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年6月30日)
- ①三木整形外科内科 ②大阪市住之江区粉浜3丁目14番18号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 訪問リハビリテーション(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年6月30日)

- 日)
- ①西村医院 ②大阪市東住吉区東田辺3丁目27番24号 ③訪問看護(平成18年4月30日) 訪問リハビリテーション(平成18年4月30日) 居宅療養管理指導(平成18年4月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年4月30日) 介護予防訪問看護(平成18年4月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年4月30日)
- ①セーフティーケア ②大阪市平野区喜連2丁目5番51-403号 ③居宅介護支援(平成18年7月10日) 介護予防訪問介護(平成18年7月10日)
- ①浅井クリニック ②大阪市西成区潮路1丁目10番22号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日)
- ①今池玉井医院 ②大阪市西成区太子2丁目3番11号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 訪問リハビリテーション(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年6月30日)
- ①要診療所 ②大阪市西成区萩の茶屋3丁目6番24号 ③訪問看護(平成18年7月20日) 訪問リハビリテーション(平成18年7月20日) 居宅療養管理指導(平成18年7月20日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年7月20日) 介護予防訪問看護(平成18年7月20日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年7月20日)
- ①ツルミ診療所 ②大阪市西成区長橋3丁目5番30号 ③訪問看護(平成18年6月30日) 訪問リハビリテーション(平成18年6月30日) 居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成18年6月30日) 介護予防訪問看護(平成18年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成18年6月30日)
- ①介護サービス ベル ②大阪市西成区花園南2丁目7番8-208号 ③訪問介護(平成18年6月30日) 介護予防訪問介護(平成18年6月30日)

(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第964号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日
- ①南 進重 ②南整骨院 ③大阪市北区菅原町2番15号 ④平成18年7月21日
- ①石川 典隆 ②久平堂鍼灸整骨院 ③大阪市此花区西九条3丁目8番23号 ④平成18年7月1日
- ①高見 修一 ②さくら日本橋整骨院 ③大阪市中央区島之内2丁目10番23号 ④平成18年7月1日
- ①平野 永昌 ②イズミ整骨院 ③大阪市中央区島之内2丁目13番31-102号 ④平成18年8月1日
- ①南 仁 ②さくら整骨院 ③大阪市中央区島之内2丁目7番3号 ④平成18年7月1日
- ①保田 孝司 ②やすだ鍼灸指圧院 ③大阪市中央区石町1丁目

- 2 番 1 -610号 ④平成18年 8 月 1 日
- ①赤松 輝一郎 ②肥後橋小谷接骨治療院 ③大阪市西区江戸堀 1 丁目19番25号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①石井 清明 ②成明院鍼灸整骨院 ③大阪市西区九条南 4 丁目 18番14-101号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①梅戸 美知憲 ②石ヶ辻整骨院 ③大阪市天王寺区石ヶ辻町 4 番11号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①田中 淳之 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市天王寺区味原町 2 番10号 ④平成18年 8 月 1 日
- ①永田 剛 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市天王寺区味原町 2 番 10号 ④平成18年 8 月 1 日
- ①中野 真 ②リハステージ・フィジオ整骨院 ③大阪市浪速区 日本橋 5 丁目14番 5 号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①山田 高弘 ②山田鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区幸町 2 丁目 7 番17-101号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①福田 敏雄 ②福田整骨院 ③大阪市西淀川区中島 1 丁目23番 5 号 ④平成18年 8 月 4 日
- ①磯崎 盛次 ②淀川クリニック ③大阪市淀川区十三本町 3 丁 目 6 番 3 -105号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①杉本 陸喜 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原 1 丁 目 6 番30-606号 ④平成18年 8 月 1 日
- ①田房 栄作 ②まきの整骨院 ③大阪市東淀川区豊新 5 丁目15 番32号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①大田 健二 ②おおた鍼灸整骨院 ③大阪市東成区大今里西 1 丁目17番24号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①新見 貴司 ②貴司整骨院 ③大阪市東成区神路 1 丁目 6 番18 号 ④平成18年 6 月20日
- ①裴 竜紀 ②ふかえ整骨院 ③大阪市東成区深江南 2 丁目12番 26号 ④平成18年 5 月 1 日
- ①森脇 惠樹 ②さつき整骨院 ③大阪市東成区中道 1 丁目 2 番 38号 ④平成18年 7 月19日
- ①大黒 充晴 ②千林整骨院 ③大阪市旭区清水 3 丁目 4 番 7 号 ④平成18年 5 月 1 日
- ①宮崎 一成 ②みやざき接骨院 ③大阪市鶴見区茨田大宮 1 丁 目 9 番43号 ④平成18年 7 月14日
- ①山本 厚生 ②恵はりきゅう治療院 ③大阪市阿倍野区松崎町 4 丁目 8 番13号 ④平成18年 8 月 1 日
- ①竹村 博 ②やなぎ整骨院 ③大阪市住之江区西住之江 2 丁目 7 番 1 号 ④平成18年 7 月 5 日
- ①橋本 光弘 ②橋本整骨院 ③大阪市住之江区北加賀屋 1 丁目 8 番28号 ④平成18年 7 月 3 日
- ①山中 進 ②しらなみ整骨院 ③大阪市住之江区南港中 3 丁目 3 番103号 ④平成18年 7 月28日
- ①大島 太成 ②オオシマ整骨院 ③大阪市東住吉区西今川 2 丁 目12番17号 ④平成18年 7 月 7 日
- ①金城 絵理 ②金城鍼灸整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺 4 丁 目10番21号 ④平成18年 7 月21日
- ①金城 徳幸 ②金城鍼灸整骨院 ③大阪市東住吉区北田辺 4 丁 目10番21号 ④平成18年 8 月 1 日
- ①伊藤 健史 ②セントラルスポーツ ESTUCA 整骨院 ③大 阪市平野区平野本町 2 丁目 9 番29号 ④平成18年 7 月 1 日
- ①近藤 聡 ②近藤鍼灸整骨院 ③大阪市平野区加美東 3 丁目 1 番 1 号 ④平成18年 7 月 3 日
- ①土手 康宣 ②どて鍼灸整骨院 ③大阪市平野区平野本町 1 丁 目 5 番 7 号 ④平成18年 7 月 1 日

- ①草野 嗣彦 ②ハートケアマッサージ鍼灸 ③大阪市西成区千 本北 1 丁目13番17号 ④平成18年 6 月 1 日  
(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第965号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同 法第49条の規定による指定施術者から、同法第55条において準用す る同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第 55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日
- ①木戸口 誠 ②さくら整骨院 ③大阪市中央区島之内 2 丁目 7 番 3 号 ④平成18年 6 月30日
- ①藤原 浩洋 ②イズミ整骨院 ③大阪市中央区島之内 2 丁目13 番31-102号 ④平成18年 7 月31日
- ①南 仁 ②さくら日本橋整骨院 ③大阪市中央区島之内 2 丁 目 10番23号 ④平成18年 6 月30日
- ①阿部 一貴 ②あいはりきゅう治療院 ③大阪市東淀川区大桐 5 丁目14番36-202号 ④平成18年 7 月31日
- ①梶 清信 ②千林整骨院 ③大阪市旭区清水 3 丁目 4 番 7 号 ④平成18年 4 月30日
- ①宮本 貴尚 ②みやもと鍼灸整骨院 ③大阪市旭区千林 2 丁 目 8 番15号 ④平成18年 7 月29日  
(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第966号

大阪市立いきいきエイジングセンターは、大阪市立いきいきエイ ジングセンター条例(平成15年大阪市条例第18号)第4条第2項の 規定に基づき、平成18年 9 月17日(日)における臨時閉館を承認し たので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

(健康福祉局高齢者施策部いきがい課)



大阪市告示第967号

介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービ ス事業者から、同法第78条の5の規定により事業廃止の届出があっ たので、同法第78条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

- ①指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称 ②指定地域密 着型サービス事業を行う事業所の所在地 ③地域密着型サービスの

種類 (廃止年月日)

①リ・リブデイサービスセンター ②大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7番20号K R o o m新大阪1番館1階 ③認知症対応型通所介護 (平成18年8月31日)

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

対応型通所介護 (平成18年8月31日)

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第968号

介護保険法第115条の11第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者から、同法第115条の14の規定により事業廃止の届出があったので、同法第115条の18第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

①指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の名称 ②指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の所在地 ③地域密着型介護予防サービスの種類 (廃止年月日)

①リ・リブデイサービスセンター ②大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7番20号K R o o m新大阪1番館1階 ③介護予防認知症

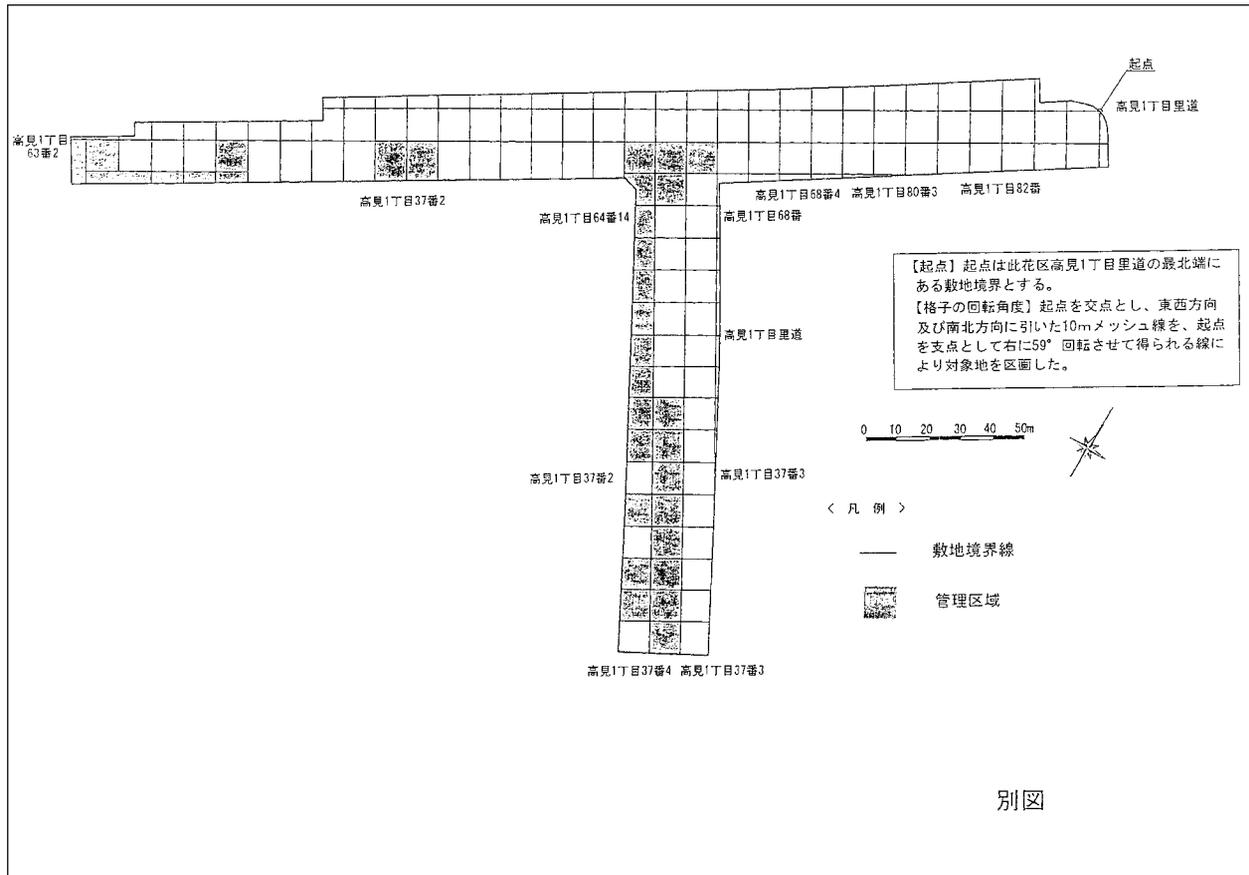
大阪市告示第969号

大阪府生活環境の保全等に関する条例 (平成6年大阪府条例第6号) 第81条の8第1項の規定に基づき、管理有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり指定する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

- 指定する区域  
別図のとおり (此花区高見1丁目37番3、37番4、37番33、63番2、64番3、64番8、64番12、64番13及びび里道の各一部)
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の22第1項の基準に適合していない管理有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の22第2項の基準に適合していない管理有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



(都市環境局環境部土壌水質担当)

大阪市告示第970号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成18年 8 月 24 日

大阪市指令住宅（宅）第29号

地 名	地 番	道 路 幅 員	道 路 延 長	摘 要
住吉区 帝塚山西 4丁目	45番の一部 46番1の一部	m 4.0	m 22.0	袋路状道路

(住宅局建築指導部指導課)



大阪市告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

路線名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
木津川 西岸線	大正区千島1丁目 158番の10地から 同区同1丁目 158番の10地まで (参考図参照)	旧	m 7.50 ~ 7.55	m 51.92
		新	7.94 ~ 8.24	51.92
住之江区 第168号線	住之江区北島3丁目 31番の149地から 同区同3丁目 31番の149地まで	旧	2.55 ~ 2.68	11.57
		新	3.30 ~ 3.40	11.57
西成区 第887号線	西成区天下茶屋東2丁目 9番の68地から 同区同2丁目 9番の68地まで	旧	3.64 ~ 4.00	19.12
		新	3.82 ~ 4.00	19.12

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

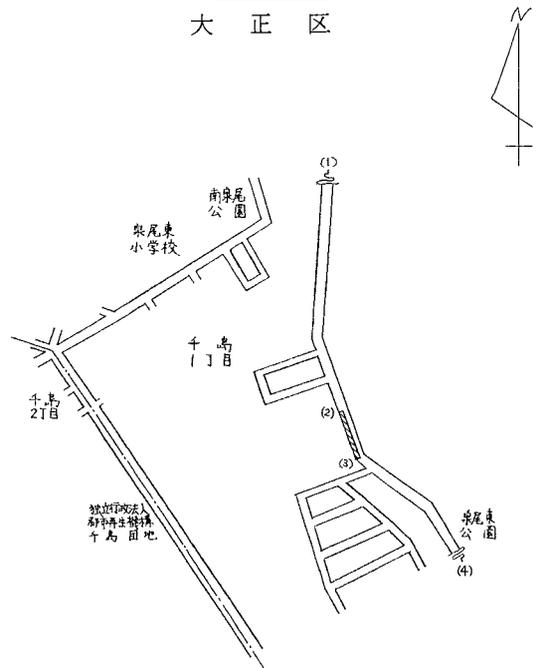
平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

路 線 名	区 間	供用開始の期日
木津川西岸線	大正区千島1丁目 158番の10地から 同区同1丁目 158番の10地まで (参考図参照)	告示の日
住之江区 第168号線	住之江区北島3丁目 31番の149地から 同区同3丁目 31番の149地まで	告示の日
西成区 第887号線	西成区天下茶屋東2丁目 9番の68地から 同区同2丁目 9番の68地まで	告示の日

(建設局管理部管理課)

参 考 図  
大 正 区



凡 例

- 新たに道路となる部分
- 町丁界

説 明

木津川西岸線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。



**大阪市告示第973号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年9月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (ホンダ 赤色)	城東区野江1丁目15番先
2	自動二輪車 (スズキ 赤色)	都島区毛馬町1丁目10番先
3	自動二輪車 (ホンダ 銀色)	中央区農人橋3丁目1番先
4	普通自動車 (三菱 銀色)	住之江区新北島6丁目2番先
5	普通自動車 (マツダ 黒色)	住吉区庭井2丁目18番先
6	普通自動車 (外国車 黒色)	住吉区我孫子西1丁目1番先
7	普通自動車 (トヨタ 白色)	淀川区加島3丁目16番先
8	普通自動車 (ニッサン 白色)	淀川区東三国3丁目11番先
9	普通自動車 (トヨタ 黒色)	東淀川区柴島1丁目6番先
10	普通自動車 (ホンダ 銀色)	東淀川区西淡路1丁目3番先
11	普通自動車 (スズキ 紺色)	東淀川区菅原3丁目6番先
12	普通自動車 (ホンダ 赤色)	東淀川区菅原6丁目9番先
13	普通自動車 (イズ 白色)	東淀川区大道南1丁目32番先
14	普通自動車 (外国車 茶色)	東淀川区東中島2丁目4番先
15	普通自動車 (トヨタ 白色)	東淀川区東中島3丁目8番先
16	普通自動車 (トヨタ アズキ色)	東住吉区住道矢田5丁目1番先
17	普通自動車 (スズキ 白色)	東住吉区住道矢田5丁目5番先
18	普通自動車 (外国車 白色)	東住吉区住道矢田5丁目7番先
19	普通自動車 (外国車 赤色)	東住吉区住道矢田5丁目9番先
20	普通自動車 (スバル アズキ色)	東住吉区住道矢田5丁目10番先
21	普通自動車 (マツダ 白色)	東住吉区住道矢田5丁目10番先
22	普通自動車 (マツダ 銀色)	東住吉区住道矢田5丁目13番先

23	普通自動車 (ニッサン 灰色)	東住吉区住道矢田7丁目1番先
24	普通自動車 (ホンダ 灰色)	東住吉区杭全2丁目1番先
25	普通自動車 (スズキ 白色)	東住吉区杭全2丁目6番先
26	普通自動車 (スズキ 白色)	東住吉区杭全2丁目6番先
27	普通自動車 (スズキ 白色)	東住吉区今林4丁目9番先
28	普通自動車 (トヨタ 銀色)	平野区加美北6丁目13番先
29	普通自動車 (トヨタ 紺色)	平野区喜連西6丁目2番先
30	普通自動車 (スズキ 灰色)	平野区平野北2丁目2番先

(建設局管理部路政課)

**大阪市告示第974号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年9月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除却実施場所
市道東淀川区第1209号線	東淀川区西淡路1丁目3番先

除却実施場所
浪速区内の本市管理道路
天王寺区内の本市管理道路

(建設局管理部路政課)

**大阪市告示第975号**

平成18年 8 月25日付け大阪市告示第932号の一部を次のように訂正する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

表中

日本橋下流端（左岸 中央区道頓堀1丁目1番55地先、右岸 中央区宗右衛門町3番17地先）から 住吉橋東端上流110メートル地点（左岸 浪速区幸町1丁目1番1地先、右岸 西区南堀江1丁目5番12地先）まで

を

日本橋下流端（左岸 中央区道頓堀1丁目1番55地先、右岸 中央区宗右衛門町3番17地先）から 深里橋下流端（左岸 浪速区湊町1丁目3地先、右岸 西区南堀江1丁目5番23地先）まで

に訂正する。

(建設局土木部河川課)

**大阪市告示第976号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

**【掲載順序】**

◎ 契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎ 契約担当課 教育委員会事務局総務部庶務課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①大阪市立市岡商業高等学校情報教育用コンピュータ機器一式長期借入 ②一般 ③18.7.7 ④三井リース事業(株) 大阪市北区中之島2丁目3番33号 ⑤74,421,900円 ⑥18.5.12

①大阪市教育センター教育用コンテンツサーバ機器一式長期借入 ②一般 ③18.8.7 ④NEC リース(株) 大阪市中央区城見1丁目4番24号 ⑤55,994,400円 ⑥18.6.9

(教育委員会事務局総務部庶務課)

**大阪市交通局告示第26号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成18年 9 月 8 日

大阪交通局長 岡 本 勉

1 担当課

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市財政局契約監理部

契約課 電話 06-4395-7161

審査課 電話 06-4395-7141

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

蓄電池 東梅田停留場外10箇所用 一式  
(電子入札対象案件)

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年 3 月30日

(4) 納入場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年 9 月26日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「30電気機器・通信・情報処理機器」で登録していること

(4) 消防法令で定める技術上の基準を満たしている事が確認できる認定書（写し）の提出ができること

(5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること

(6) 機器の交換、調整及び撤去作業のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

システム上及び担当課（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成18年 9 月26日（火）まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書の受付期間

公示の日の翌日から平成18年 9 月26日（火）午後5時まで

5 契約条項を示す場所

大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6254

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成18年11月 8 日（水）から平成18年11月 9 日（木）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成18年11月10日（金）午後1時30分

③ 場所

システム上とする。

<p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年11月10日(金)午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年11月10日(金)午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室(1に同じ) ただし、大阪市交通局契約規程(昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。)第21条第3項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年11月9日(木)午後5時までまでに必着のこと</p> <p>7 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要 ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>8 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年9月26日(火)午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。 なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>9 入札の無効 契約規程第24条第1項の規定に該当する入札</p> <p>10 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Stationary sealed lead -acid batteries equipment for Osaka Subway 11Stations 1 set</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM,26 September 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 8 November 2006 to 5:00PM, 9 November 2006</p> <p>② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 10 November 2006</p> <p>③ by post: 5:00PM, 9 November 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka</p>	<p>2-1-1300, Benten 1- chome, Minato - ku, Osaka 552-0007, TEL. 06-4395-7161 (交通局総務部総務課)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大阪市選挙管理委員会告示第13号</b> 大阪市旭区の区域において、大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第19項第6号及び第199条の5第4項第6号の規定により告示する。 平成18年8月29日 大阪市選挙管理委員会 委員長 柳井傳八 (選挙管理委員会事務局選挙課) (平成18.8.29掲示済)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大阪市選挙管理委員会告示第14号</b> 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、平成18年10月15日執行予定の大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。 平成18年9月8日 大阪市選挙管理委員会 委員長 柳井傳八</p> <p>1 被登録資格の決定の基準となる日 平成18年10月5日 ただし、年齢は選挙の期日により算定する。</p> <p>2 登録を行う日 平成18年10月5日</p> <p>3 縦覧に供する期間 平成18年10月6日 (選挙管理委員会事務局選挙課)</p> <p>~~~~~</p>
--	--

公 告

大阪市公告第106号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

1 入札に付すべき事項

売 払 物 品	数量	初 年 度 登 録 年 月	車 体 番 号	型 式
中古清掃作業車 (いすゞ)	1台	平成 7 年 9 月	FRR33D 13000069	KC- FRR33D 1 改

下見の日時	下見の集合場所
平成18年 9 月 27 日 (水) 午後 2 時から午後 4 時まで	大阪市住之江区南港南 5 - 2 - 48 大阪市中央卸売市場南港市場 本館棟 2 階 大阪事務所

2 入札参加に要する書類

- (1) 入札参加申請書 (本市交付)
  - (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
  - (3) 法人にあっては、法人登記事項証明書
  - (4) 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書  
個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書
- ※入札執行日の 2 日前までに提出し、承認を受けること  
ただし、平成16・17・18・19年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不要

3 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成18年 9 月 26 日 (火) 午後 5 時 30 分まで

4 入札用紙の交付場所

財政局契約監理部契約課

5 入札保証金

免除

6 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上を納付すること  
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

7 入札執行場所

財政局契約課第 1 入札室

8 入札執行日時

平成18年 9 月 28 日 (木) 午前11時

9 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

10 入札の無効

大阪市契約規則 (昭和39年大阪市規則第18号) 第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(注) 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項

の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

11 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

12 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

中央卸売市場南港市場計理担当 電話06-6675-2019

(入札・契約に関する問合せ先)

財政局契約監理部契約課 電話06-4395-7161

(財政局契約監理部契約課)

大阪市公告第107号

次の物件は、本市の管理する道路に放置されており、市民に迷惑をかけているので、平成18年 9 月 22 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一

種 類	場 所
普通自動車 (ニッサン 黒色)	淀川区西三国 4 丁目 3 番先

(建設局管理部路政課)

大阪市公告第108号

平成18年に次の告示番号で告示し、本市が除却した置看板、町内案内板、広告付私設ごみ箱、広告付私設ベンチ等について、返還を希望するものは、平成18年 9 月 22 日までに本市建設局まで申し出されたい。

なお、その日までに返還の申し出がない場合は、本市において廃棄する。

平成18年 9 月 8 日

大阪市長 關 淳 一  
記

告示年月日	告示番号
平成18年 1 月 6 日	大阪市告示第31号
平成18年 1 月 20 日	大阪市告示第74号
平成18年 1 月 27 日	大阪市告示第112号
平成18年 1 月 27 日	大阪市告示第133号
平成18年 2 月 10 日	大阪市告示第148号

(建設局管理部路政課)

